

令和5年度 地域の子どもの福祉のための助成 QA

Q1 本助成金で申請する事業が、すでに他の助成金を受けている場合 対象となりますか

(回答)

対象となります。ただし、重複しない経費のみを対象とします。
また、他の助成金が重複を認めない場合があります。
申請前に、他の助成金の定めた助成基準を必ず確認してください。
不明瞭な計上をした場合は、本助成金の返還を求める場合があります。

Q2 本助成金で申請する事業は、令和5年4月以前から取り組んでいます。 対象となりますか

(回答)

本助成金で申請できる経費は、令和5年4月1日～令和6年2月28日
の間に使われている経費が対象となります。
事業自体が、前述期間の前後を含むことは可能です。
ただし、一定申請対象期間内に事業の完了が見込まれ、その効果が確認
できる必要があります。

Q3 事業実施のための人件費とは、何を含まれますか。また人件費のみを計上 することは可能ですか

(回答)

団体の人件費を補填するための助成ではありません。あくまで、事業実
施のための人件費であることが明確であるものに限りです。(例：助成申
請事業にかかる職員人件費等)
人件費のみの申請は、事業の効果や他事業との区別がわかりづらいため
望ましくありません。

Q4 本助成は、今後も継続されますか

(回答)

本助成の原資は、企業から中央共同募金会に寄せられた寄付金です。
原則今年度のみとなります。
ただし、次年度寄付が寄せられた場合は、継続する可能性があります。
その場合であっても、寄付額や寄付者の意向により、助成金の金額や対
象が異なる場合があります。ご了承ください。

Q5 子どもの居場所や子ども食堂は対象となりますか

(回答)

助成の募集要項の7留意事項にあるとおり、国県市の助成等を得て実施する子どもの居場所や子ども食堂の活動は対象となりません。

なお、神戸市各区社会福祉協議会からの助成を受けて実施する子どもの居場所や子ども食堂は、その活動のうち重複しない費用であり、かつ本助成が必要と認められる場合に限り助成をします。

ただし、寄付金を活用した助成事業のため、申請額の全額が助成できない場合もあります。

Q6 助成申請の際に注意することはありますか

(回答)

助成金支出見込表の収入を記入する際は、他の助成金を得ている場合は必ず記載ください。

その際に、他の助成金が本助成と重複が可能か、必ず確認してください。

Q7 ありがとうメッセージとはどのようなものですか

(回答)

寄付をいただいた企業に感謝を伝えるメッセージです。可能な範囲で助成金を活用した事業の様子や参加者の感想等をお寄せください。特に、子どもたちからの寄せ書きなどは大変喜ばれます。

Q8 個人情報が含まれる資料の提出について

(回答)

個人の名前が記載された領収書や請求書等は、お手数をおかけしますが、名前がわからない形での提出をお願いします。人件費などの根拠資料については、様式は問いませんが、適切に執行されたことがわかる資料を添付して報告をしてください。

Q9 書類の提出方法について

(回答)

基本的には、メールによるデータ提出で構いません。ただし、ありがとうメッセージについては、原本を郵送ください。

メールの件名には必ず【地域の子どもの福祉のための助成】をみだしに記載ください。

R5. 9. 22 作成